

# 認可外保育施設等に通う子どもの 幼児教育・保育無償化に伴う手続



**無償化の対象となる認可外保育施設等とは**

認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などで、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。詳細は市HPをご覧ください。

## 認可外保育施設等に子どもが通っている方へ

幼児教育・保育の無償化に係る給付費(償還払い方式※)を受け取るには、**請求手続**が必要です

※保護者は利用料などを施設へ全額支払い、後から市が保護者へ給付費を支払う方式



対象施設に支払った保育料・利用料などに対する「子育てのための施設等利用給付」を受けるには、請求手続が必要です(利用前に給付認定を受けている方が対象)。請求方法は利用先により異なります。※詳細は市HPをご覧ください。

※次回の給付は、令和3年度10～3月分(後期)を令和4年5月下旬に給付する予定です。

▶子育て支援課 ☎042-460-9841

## 4月から、認可外保育施設等に子どもを通わせる方へ

無償化の対象となる認可外保育施設等を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることが必要です。必ず、施設の利用前に手続を行ってください。

□無償化の対象と要件

クラス年齢	要件	月額上限
0～2歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新3号認定) ●住民税非課税世帯	4万2,000円
3～5歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新2号認定)	3万7,000円

□手続 申請書・就労証明書などの保育の必要性の書類を保育課(田無第二庁舎2階)へ提出 ※詳細は市HPをご覧ください。

□締切日 3月4日(金)

※就労証明書などに時間がかかる場合は申請書を先に提出してください。

▶保育課 ☎042-460-9842

## パブリックコメント

[検討結果]

## 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市HPでご覧になれます。

### 事案名 西東京市一般廃棄物処理基本計画

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

【公表日】2月15日(火) 【募集期間】令和3年12月6日～令和4年1月7日  
【意見件数】0件(0人)

ご意見はありませんでした。

### 事案名 西東京市災害廃棄物処理計画

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

【公表日】2月15日(火) 【募集期間】令和3年12月6日～令和4年1月7日  
【意見件数】7件(3人)

お寄せいただいた主な意見	検討結果
し尿収集必要量の推計に当たり、正確な推計を行うため、次の数値データを考慮すべきではないか。 ●下水道管きよ被害想定 ●仮設トイレを使用する市民の割合(50%)が適切か ●マンション等集合住宅の排水管被災率(件数：1件)	災害の被害は、さまざまな想定が考えられますが、本計画案では、信頼ある環境省の災害廃棄物対策指針並びに技術資料・参考資料に基づき設定することを原則としています。
本計画案では、東日本大震災のデータを用いているようですが、首都直下地震では家屋などの被害が大きく異なるため、熊本地震などのデータを参照する必要があるのではないかと。(件数：1件)	災害廃棄物の処理期間は、東日本大震災を参考としていますが、地震の被害想定は、本市にとって最も甚大な被害を想定している多摩直下地震で推計しています。
本計画案での災害ボランティアの役割が、環境省の指針などを逸脱した活動内容になっている。被災家屋などでの片付け、ごみの搬出などの活動が主であり、その後の仮置場への収集・運搬などの活動を担わせる記載を再考いただきたい。(件数：2件)	ご意見を踏まえ、今後、最終案を検討します。

### 事案名 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画(素案)

▶みどり公園課 ☎042-438-4045

【公表日】2月15日(火) 【募集期間】令和3年12月15日～令和4年1月14日  
【意見件数】8件(3人)

お寄せいただいた主な意見	検討結果
普通の公園などは西東京市にはいろいろありますが里山など屋敷林のようなものは、あまりありません。切ってしまうのは簡単ですが、復元はできません。野草もいっぱいです。建物も昔のなごりがあります。ぜひ、次世代の子どもたちのためにできるだけそのままの状態を残してください。(件数：1件)	屋敷林における植生については、保全に必要な管理を行い「こもれびとひだまり」のある環境と安全な活動のために、樹木の枝打ちなどを実施することとします。また、建物については、今後、現存する母屋・離れ・蔵・井戸屋形の現状と歴史的背景を調査し、それを基に具体的な保全活用方法を検討していきます。
屋敷林固有のさまざまな価値を発信するような取組をしていただけたらと思います。屋敷林の本質的価値を損なわない保全、活用方法で目指したい姿から考慮しながら、政策決定していただけることを心より願っております。(件数：1件)	屋敷林の自然や屋敷林での保全活用の取組、イベント情報についてホームページ・SNS・広報誌(ヤシキリン通信)を通じて、情報発信していく予定です。また、一般開放の機会を増やし、認知度が向上するような対策を検討していきます。

## 令和4年度 保育園など入園募集(2次募集)



1次募集選考の結果、欠員が出た市内保育園などの2次募集を行います。

☎2月18日(金)(消印有効)までに、申込書などを〒188-8666市役所保育課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)

※新型コロナウイルス感染症の拡大

防止のため、郵送での提出にご協力ください。

※1次申込分の各種変更も2月18日(金)まで

※1次利用調整の結果および2次の欠員状況は、市HPなどをご確認ください。

▶保育課 ☎042-460-9842

## 子育て世帯臨時特別給付金 10万円(条件あり)

◆高校生年代までの児童がいる世帯の方へ

□申請期限 3月17日(木)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、給付金を支給しています。

対象になる方でまだ申請をしていない方は、お早めにご申請ください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840・☎042-420-2866

□表1

対象	9月末時点で市内に住居登録があった方で次の①②③いずれかに該当している方		
	①	②	③
9月分の児童手当受給者のうち、公務員の方	平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた児童を養育している保護者の方 ※12月27日に支給済みの児童を除く	児童手当の未申請や申請遅延などにより、9月分の児童手当を受給していない方	
所得制限	あり ※(表2参照)		
支給額	児童1人につき10万円		

□表2 令和3年度所得制限限度額表(令和2年中所得)

世帯の人数(扶養人数)	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

◆給付金を養育している子どものために使えるよう相談受付中

離婚などの理由により、実際に子どもを養育している方が、本給付金を受け取れなかった場合の対応について、国に先行して相談を受け付けています。

対象については、市HPをご覧ください。